

令和8年4月9日

保護者 様

松山市立北久米小学校
校 長 檜垣 賢志

令和8年度 校内生活の決まり（持ち物、服装について）

子どもたちが安心・安全に教育活動を行うことができるよう、本校では校内生活について以下のように指導しています。ご家庭でもご配慮ください。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

1 持ち物について

- (1) 教育活動に必要なものは持って来ない。
- (2) 学校生活の目的にふさわしい物を使用する。シャープペンシル、必要以上に多くのペンや消しゴム、カッター、ぬいぐるみのような筆箱、ハイカットシューズ等は家庭で使用する。
- (3) キーホルダーやストラップは、ランドセル、筆箱、名札等に付けない。お守りは可。
- (4) 持ち物には記名をし、本人が適切に管理し、友達との貸し借りなどは安易に行わない。

2 服装について

通年

- (1) 「は・て・な・つ・ぽ」（ハンカチ、ティッシュ、名札、つめ、防犯笛）を整える。
- (2) 環境や学校生活にふさわしい服装や頭髪を考える。
- (3) 安全面、健康面を考慮した服装を心掛ける。ひもが長く垂れているもの、装飾が多いもの等は避ける。
- (4) 服や下着、マスク等に記名をする。
- (5) 学習の場にふさわしくないパーマ、染色、脱色等はしない。
- (6) 校内では、一番上の服の左胸に名札を付け、防犯笛は服の中に入れる。

夏季

- (1) 安全性、防犯面の観点より、キャミソール等、肌を大きく露出している服は避ける。
- (2) 体育等で体操服に着替えるときは、衛生面に配慮して肌着を脱いでおいたり、汗をかいたときのために替えを用意しておいたりするなどの工夫をする。

冬季

- (1) 重ね着をうまくし、校内では丈の長いコートやジャンパー等の上着は脱ぐ。
- (2) フードにふさふさのある服、ジャンパー等の外せるフードは、安全のため取り外す。
- (3) 登下校時、校内では、フードはかぶらない。
- (4) 安全のため、ネックウォーマーで口鼻を覆わない。マフラーの端は服の中へ入れる。
- (5) ショートパンツ、レグウォーマー等、ファッション性を過剰に重視した服装はしない。
- (6) カイロはポケットに入れず、貼るタイプを使用する。
- (7) 体育の学習時等、体操服の下からタイツ、レギンス、長いスパッツ等が出る場合は脱いでおく。寒い場合は半袖体操服の上に長袖を重ね着する。